

宅建業免許申請 事前セルフチェックリスト

提出前にすべての項目をご確認ください（新規・更新申請共通）

1. 書類の作成・つづり方に関するチェック

- ☐ 片面印刷の徹底：提出する書類はすべて「A4サイズ・片面印刷」で統一されていますか？（両面印刷やホチキス留めは不可です）
- ☐ ひも綴じでの整理：書類は規定の順番通りに揃え、「左側に2つ穴をあけ、1部ずつひもで綴じて」提出用の正本・副本を用意しましたか？
- ☐ 作成用具の確認：鉛筆書きや、文字が消えるボールペンで作成していませんか？（黒のボールペンまたは印字で作成する必要があります）
- ☐ 控えの保管：提出する正本・副本のほかに、申請者用の「控え（コピー）」を別途作成し、手元に保管していますか？

2. 申請書・添付書類の「記載漏れ・不整合」チェック

- ☐ 日付の記入漏れ：「申請日」「誓約日」「証明日」など、必要箇所に日付が漏れなく記入されていますか？
- ☐ 「該当なし」の明記：役員名簿（第二面）や、相談役・顧問・5%以上の株主の名簿等で、該当者が一人もない場合でも用紙を添付し、右上余白に「該当なし」と記入していますか？（空欄のまま提出することはできません）
- ☐ 商号・資本金の完全一致：申請書に記載した商号や資本金、本店の所在地は、「法人の履歴事項全部証明書（登記簿）」の記載と一字一句完全に一致していますか？
- ☐ 所在地の詳細記入：本店の所在地欄には、番地だけでなく「ビル名」や「室番号（部屋番号）」まで省略せずに記入されていますか？
- ☐ 取引士「登録番号」の記入：代表者や役員、略歴書に記載する人物が取引士の資格を持っている場合、専任取引士であるかどうかにかかわらず「登録番号」を必ず記入していますか？
- ☐ 従事者数の不整合解消：申請書第三面の「従事する者の数」と、添付書類である「宅建業に従事する者の名簿」に記入した人数は完全に一致していますか？

3. 各種公的証明書の期限とルールチェック

- ☐ 発行後3ヶ月以内の原本：身分証明書、登記されていないことの証明書、法人の履歴事項全部証明書、住民票（個人申請のみ）は、すべて申請受付日時点で「発行後3ヶ月以内」の原本ですか？（コピーや電子的な証明書は不可。ただし納税証明書を除きます）
- ☐ 証明書の種類確認：法人の登記事項証明書は、「現在事項全部証明書」ではなく必ず「履歴事項全部証明書」を用意していますか？
- ☐ マイナンバーの非表示：住民票は、「個人番号（マイナンバー）の記載がないもの」を取得して添付していますか？

□ 事前の「変更届」の完了：商号、役員、事務所、専任の取引士などに変更があった場合、更新申請を行う前に「名簿登載事項変更届出（変更から 30 日以内）」の手続きをあらかじめ完了させていますか？

□ 取引士個人の住所・従事先変更：専任の取引士の住所や勤務先等に変更がある場合、申請前に個人の「資格登録簿」の変更登録申請を事前に完了させていますか？

4. 事務所要件・図面・写真のチェック

□ 図面内の必要設備記載：平面図（間取り図）に、「対面可能な応接セット」「従事する人数分の机・椅子（執務場所）」「業者票・報酬額表（更新のみ）」「開通済みの電話機」の配置がすべて記載されていますか？

□ 写真の有効期限と明瞭さ：写真は申請時点で「3 ヶ月以内に撮影されたカラー写真」であり、夜間撮影などの不明瞭なものではありませんか？

□ 写真撮影方向の明示：平面図（間取り図）上に、撮影した「写真の番号と撮影した方向（矢印）」が正しく記入されていますか？

□ 看板（業者票など）の掲示と撮影【新規申請】：事務所入り口に「宅建業免許申請中」の掲示を行って撮影していますか？

□ 看板（業者票など）の掲示と撮影【更新申請】：事務所内に「業者票」と「最新の報酬額表」を掲示し、掲示状況がわかる「遠景」と、記載内容がはっきり読める「近景」の写真をそれぞれ撮影していますか？

□ 使用権原の記載：事務所の賃貸借契約で自動更新がある場合、「事務所を使用する権原に関する書面」の期間欄に「自動更新」と記入していますか？（転貸借契約の場合は「所有者の転貸承諾書」が添付されていますか）

5. 郵送・返信用封筒等の確認（紙申請・郵送・電子）

□ 返信用封筒（またはレターパックプラス）の同封：免許証の郵送による交付を希望する場合、返信先を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付した封筒（またはレターパックプラス）を同封していますか？

□ 受付印希望時の対応：受付印を押した申請書の写し（控え）の返送を希望する場合、上記とは別に「申請書第一面の写し」と「返信用封筒」を同封していますか？

□ （電子申請のみ）期間と手数料：更新の「受付処理日」が、有効期間満了日の「90 日前から 30 日前まで」の間に収まる日程で申請していますか？（30 日未満の場合は電子申請ができず、始末書を揃えて窓口へ持参する紙申請のみになります）